

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び52年4月から53年1月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から52年3月まで
② 昭和52年4月から53年1月まで

大学生であった私の国民年金の加入手続は父が行い、国民年金保険料は付加保険料とともに昭和48年8月から53年3月まで父名義の銀行預金口座から口座振替で納めていたので、48年8月から52年3月までの国民年金保険料及び付加保険料が未納とされているのは納得できない。また、52年4月から53年1月までの納付記録は、平成19年12月に記録照会した際、未納であった記録を社会保険事務所が定額保険料納付に訂正したが、付加保険料も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の20歳になった時に父親が、「20歳から国民年金に加入し、40年間保険料を納付すると満額の年金を受け取ることができ、万一の障害時にも保証がある。付加保険料を納めておくと最高額の年金になる。」と言って、国民年金の加入手続及び父親自身の口座から付加保険料を含む国民年金保険料の口座振替手続をしたことを鮮明に記憶している。

また、昭和53年4月に、保険料の振替口座を父親の銀行口座から申立人自身の銀行口座へ切替手続を行ったとしており、申立人の父親も、自分の銀行口座からの振替を停止したことを記憶していることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、未納とされていた昭和52年4月から53年3月までの期間の納付記録が、平成19年12月に定額納付に訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

私は、学生だった平成6年7月から7年3月までの期間について学生免除の手续をしていた。その後、社会保険事務所から、その期間を納付できると書かれた案内がきたので、母と一緒に社会保険事務所に行って、保険料を納付したのに社会保険事務所の記録では免除期間のままとされているので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「兄と妹は1歳違いで、相前後して社会保険事務所から追納勧奨の案内が届いた。兄は納付しないと言ったが、A（申立人の名）は納付すると言ったので一緒に社会保険事務所へ行って納付した。」と国民年金保険料を追納した経緯を具体的に証言している。

また、申立人の実家には、平成15年11月11日に社会保険事務所で印字された国民年金被保険者記録照会回答票が残されており、この日に社会保険事務所の窓口を訪れていることが確認できる。その国民年金被保険者記録照会回答票には、「15,470、139,230、A払込み料」と手書きされており、この数字は平成15年度中に6年度の保険料を追納した場合の1か月分の保険料1万5,470円と申立期間9か月分の保険料13万9,230円と一致する。

さらに、平成15年当時、社会保険事務所では追納期限の迫った免除期間に係る追納勧奨を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料の納付の事実が確認できなかったとの回答をもらったが、①の期間については、父親が、結婚後の②の期間については、妻が、私の保険料を納付してくれていたと思う。

当時の資料は、焼却したので無いが、未納となっているのは納付できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②は3か月と短期間である。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は、昭和46年9月28日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、この時点で過年度となる45年12月から46年3月までの期間の保険料を納付した上、以後、平成13年8月に亡くなるまでの間の保険料をすべて納付していることから、その納付意識は高かったものと考えられ、過年度納付した期間と重なる申立人に係る申立期間②の保険料についても申立人の妻が納付したとの申立てに不自然さは無い。

しかしながら、申立期間①については、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の父親も既に死亡しているため、同期間の保険料の納付状況等が不明であり、申立人と同日（昭和41年5月29日）に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も未納となっている。

このほか、申立期間①に関し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立人の父親が同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年4月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年4月まで

申立期間の保険料については1年分を前納しており、国民年金手帳に検認印が押されているのに、別途、日付の異なる領収書もある。

これは、実家の店番をしていた私の父親が、集金人が来たときに、保険料を納付済みなのに、年金手帳が見付からなかったことから、二重に保険料を納付したためと思われる。

社会保険事務所と市役所からは、二重納付の事実が確認できなかったとの回答があり、還付できないとのことだったが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立内容は、具体的かつ詳細である。

また、当時、申立人が居住していた市では、徴集員が国民年金保険料を収納する際には国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印を押すとともに、納付額の証明のため領収書を本人に交付していたとしており、国民年金手帳の検認印とともに領収書が存在することは不自然ではないが、申立人の所持する国民年金手帳における申立期間の検認印の日付は昭和38年5月12日であるのに対し、領収書の日付は翌日の同年5月13日と異なっていることから、申立期間の保険料については、申立てのとおり、二重に納付されたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間に係る保険料は納付済みであるが、二重に納付されたとの記録が無く、還付処理や他の未納期間に充当処理されたとの記録も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年6月から15年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の13年6月から15年6月までの期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成13年6月から15年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月10日から60年10月26日まで
② 昭和63年11月1日から平成15年9月11日まで

社会保険庁の標準報酬月額と、実際に受けていた給与額が全く違う。例えば、勤務して3か月間は見習いのため月18万円、4か月目からは21万円、30歳の時は月29万円、その後も少しずつ増えていき、再度勤務した昭和63年11月からは月32万円であった。その間の標準報酬月額は、給与の手取額よりずっと低い額で届出されていた。最後の標準報酬月額38万円の届出のみ正しいと思われる。

申立期間について、社会保険庁の記録における標準報酬月額は、実際に受けていた給与額より、かなり低い金額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年度（14年分）市民税・県民税申告書及び平成14年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、申立人の申立期間のうち、13年6月から15年6月までの期間、20万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和63年11月から平成13年5月までの期間については、申立人が、申立てどおりの標準報酬月額に係る厚生年

金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成13年6月から15年6月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票から推定できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成13年6月から15年6月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票から推定できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月30日から20年2月1日まで

A社での厚生年金保険記録について「昭和18年12月1日資格取得、19年4月30日資格喪失」との回答をもらったが、昭和20年2月1日に海軍に入隊するまで勤務していた。退職する時、送別会をしてもらった記憶がある。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生労働省社会・援護局が保管する旧海軍から継承した人事記録により、昭和20年2月1日にB海兵團に入隊したことが確認でき、A社の在籍期間証明書及び申立人が海兵團入隊直前に行われた送別会に参加したとする同僚10名のうち3名は、A社に19年6月1日以後に勤務していることなどから判断すると、申立人は、20年1月31日まで申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月の社会保険事務所の記録から、20円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から43年9月までは2万8,000円、同年10月から44年9月までは3万3,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から同年12月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月26日から46年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、A社で昭和46年1月1日から厚生年金加入との回答を受けた。私の記憶では42年8月26日からA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、給与明細等はないが資取得年月日を同年8月26日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に昭和42年8月26日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

さらに、当時のA社の事務担当者は、「社会保険事務及び給与計算は社会保険労務士に事務委託していた。申立人は正社員であり、正社員で社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない人は記憶に無い。」と証言している。

加えて、当時被扶養者としていた妻は、「病弱で病院に通院（入院）していたが、健康保険組合から交付された健康保険証で受診していた。」と証言して

おり、申立期間に国民健康保険の資格を取得していないことが確認でき、健康保険組合に資格取得届を提出していたと推測される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和42年8月から43年9月までは2万8,000円、同年10月から44年9月までは3万3,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から同年12月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が当該社会保険事務所へ資格取得等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月から45年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年11月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和60年11月1日から同年12月1日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について資格が無いことが判明した。同年11月分の給料明細書からは厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び事業主からの回答文書により、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、A社の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月2日から同年10月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、昭和26年9月にA社本社（C工場）から同社B支店に転勤したが同社での勤務は継続していたので、退職したように厚生年金の加入期間が抜けているのはおかしい。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年9月2日にA社本社から同社B支店へ転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和26年10月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪し、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間の保険料が未納であるとの回答をもらった。夫が、昭和50年3月31日に会社を退職したので、私が10日ほどしたころ、A市役所B出張所に出向き夫の国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から送付されてきた納付書によって夫婦二人分の保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を、A市役所から送付された納付書によってC銀行A支店及びA農協B支店に納付したと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月15日に払い出されており、この時点では、申立期間(昭和50年4月から51年3月まで)は過年度保険料となり、A市役所から納付書が送付されることはない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年3月まで

結婚後間もなく、A町の職員が訪問してきて、「今なら未納分を一括で納付することができる。」と言われたので、国民年金の加入手続をして、同時に一括で未納分を納付した。

しかし、社会保険事務所の記録では、この期間が未納とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和51年10月15日にB県C市から転入し、同年12月に同年4月から同年12月までの分の国民年金保険料を一括で納付していることが確認できる。

また、申立人がA町で国民年金保険料を納付したとする昭和51年12月の時点では、申立期間のうち48年9月から49年9月までの保険料は時効により納付することができない上、49年10月から51年3月までの保険料は過年度保険料となり、A町で納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年6月までの期間及び58年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から52年6月まで
② 昭和58年4月から平成元年6月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間が申請免除期間となっているが、追納したことを覚えている。当時は、申請免除期間となっていることを知らなかったが、町の施設で開催された年金説明会でこのことを知り、このままではいけないと思い追納することにした。毎月の国民年金保険料と同時に追納していたほか、夫婦併せて20万円ぐらを一括で納付した記憶もあるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料として当時、その妻が書き留めたとする現金支出プランを4枚提出し、このうち2枚については国民年金保険料として1万円が記載されていることが確認できるものの、この現金支出プランには年月の記載が無いため、いつの分か特定することが困難な上、毎月の保険料と同時に追納した場合、申立期間②については保険料が1万円を超える金額となる。

また、申立人は、申請免除期間についてはすべて追納したはずであると申し立てているが、社会保険事務所の記録から、申立人は、申請免除が承認された期間のうち、昭和47年10月から50年7月までの保険料は54年12月から57年3月の間に10回に分けて追納していること及び52年7月から53年3月の保険料は現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の納付記録は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の妻に聴取しても申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶は曖昧であり、申立期間当時の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年6月までの期間及び58年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から52年6月まで
② 昭和58年4月から平成元年6月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間が申請免除期間となっているが、追納したことを覚えている。当時は、申請免除期間となっていることを知らなかったが、町の施設で開催された年金説明会でこのことを知り、このままではいけないと思い追納することにした。毎月の国民年金保険料と同時に追納していたほか、夫婦併せて20万円ぐらいを一括で納付した記憶もあるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料として、当時、自身が書き留めたとする現金支出プランを4枚提出し、このうち2枚については国民年金保険料として1万円が記載されていることが確認できるものの、この現金支出プランには年月の記載がないため、いつの分か特定することが困難な上、申立期間②については、毎月の国民年金保険料と同時に追納した場合の保険料は1万円を超える金額となる。

また、申立人は、申請免除期間についてはすべて追納したはずであると申し立てているが、社会保険事務所の記録から、申立人は、申請免除が承認された期間のうち、昭和47年10月から50年6月までの保険料は54年12月から57年3月の間に14回に分けて追納していること及び52年7月から53年3月の保険料は現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の納付記録は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人に聴取しても申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶は曖昧であり、申立期間当時の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から17年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、A町からB町に住所を変更した際、国民年金保険料免除申請書をC社会保険事務所に郵送した記憶がある。毎年、申請免除の手続をしていたと思うので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は平成17年9月20日に払い出され、この時点で昭和57年7月1日にさかのぼって資格取得の手続がなされているとともに、平成17年度の申請免除の手続がされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間のすべてについて国民年金保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているが、申立人の基礎年金番号が払い出された時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上さかのぼって免除申請はできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号や基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料免除申請書を社会保険事務所に郵送した記憶があると申し立てているが、免除申請書の受付は原則として住所地の市町村役場であることから、申立内容は不自然であり、ほかに申立人が国民年金保険料の免除申請の手続をしていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月から27年7月まで
② 昭和21年から23年4月まで
③ 昭和36年4月から同年10月まで
④ 昭和36年4月から同年10月まで
⑤ 昭和39年から41年11月まで

昭和23年5月から29年まで継続してA社に勤務していたが、このうち、申立期間の①については、厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、昭和35年10月から36年11月まで継続してB社に勤務していたが、このうち、申立期間の③については、厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、申立期間の②についてはC省に、申立期間の④についてはD社に、申立期間の⑤についてはE社にそれぞれ勤務していたが、いずれの期間についても厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたとしているが、申立人の厚生年金保険手帳番号払出簿の資格取得年月日は、昭和27年8月1日であり、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿での申立人の資格取得年月日と一致する。また、同社は既に存在していないことから、申立期間当時の事業所の資料等を確認することはできず、事業主及び同僚等か

らの証言を得ることもできない。

申立期間②については、当時C省は厚生年金保険の適用事業所でなく、旧共済組合法が現業の労働者に適用されたのは、昭和24年10月からであり、それ以前は旧共済組合員にはなれなかった。

申立期間③については、B社が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年8月1日であり、適用事業所ではなかった。

申立期間④及び⑤については、社会保険事務所が管理する、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月から34年7月まで

昭和32年11月末でA社を退職した後、昭和34年8月にB社に就職するまでの期間については、C社D支社に営業職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するC社D支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当時の複数の社員に聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言を得ることはできなかった。

このほか、C社D支社は全喪し、当時の事業主及び経理担当者も既に死亡しており証言を得ることができないなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで

A社B支店とA社秋C支店に勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店とA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間について申立人の記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 31 日まで

昭和 41 年 1 月から 43 年 6 月末まで実家が経営する A 事業所に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 42 年 9 月 1 日となっている。しかし、A 事業所は、個人事業所ながら従業員が 5、6 人いたので、社会保険に加入することとなり、私が手続をして 41 年 7 月 1 日に私自身も厚生年金保険被保険者となったはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所に勤務していた申立人の兄及び従姉妹の証言から判断すると、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録を確認しても、被保険者資格の取得日は、厚生年金保険と同様、昭和 42 年 9 月 1 日であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間は事業主世帯と生計を一にしていたため、厚生年金保険被保険者とならなかったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。